

**香川用水通水 50 周年記念 香川用水施設ウォーキングマップ作成業務
プロポーザル方式選定委員会審査基準**

審査は、下記の各項目について評価基準による 5 段階評価とし、選定委員会委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とする。

1 評価項目

(1) 実施主体に関する評価【10 点】

- ① 過去のイベント業務の実績及び組織体制は、本提案内容の実施に信頼がおけるものであるか。また、ウォーキングマップ作成に関わる十分な業務実績を有しているか。(10 点)

(2) 提案に関する評価【60 点】

- ① 事業目的や実施方針を理解した上で、実施内容や取組手法が提案されているか。(10 点)
 ② コンセプトやターゲット、コースの設定が明確で、魅力的なマップとなっているか。(20 点)
 ③ 提案の内容が香川用水の恩恵を実感し、水源地域への感謝を促進するものとなっているか。(10 点)
 ④ マップのデザインは、香川用水の必要性の発信に繋がるものとなっているか。(10 点)
 ⑤ マップの配布先等に関する提案が効果的なものとなっているか。(10 点)

(3) コースの安全性に関する評価【20 点】

- ① 交通安全や、歩きやすさを考慮したコース設定となっているか。(20 点)

(4) 業務経費に関する評価【10 点】

- ① 積算内訳及び根拠が明確に示されているか。また、提案内容に対して経費が過大となっていないか。(10 点)

2 審査基準

審査項目	審査基準				
(2)②、(3)①	非常に優れている (20 点)	優れている (16 点)	普通 (12 点)	やや劣る (8 点)	劣る (4 点)
上記以外	非常に優れている (10 点)	優れている (8 点)	普通 (6 点)	やや劣る (4 点)	劣る (2 点)

3 契約予定者の決定

- (1) 500 点満点中 300 点（6 割）を最低基準点とし、各審査員の評価点数の合計が最低基準点を満たした団体のうち、最も高い 1 者を契約予定者として選定する。
 (2) 最も評価点数の高い者が 2 者以上あるときは、全選定委員で協議し契約予定者を選定する。
 (3) 最低基準点の点数を満たす企画提案がないときは、採用者なしとする。